

新庁舎整備の検討にあたって

昭和36年に竣工した現在の本庁舎は、23区のなかで最も古く、築47年を経過しており、設備面では、既に限界に近づいています。また、分庁舎も築53年が経過し、著しく老朽化が進んでいます。

企画段階から工事完了まで約10年を要することが想定される新庁舎の整備は、将来確実に財政負担を伴った区政の大きな問題として、正面から向き合わなければなりません。将来を見据え、計画的な対応を図っていくためには、今から具体的な検討を始める必要があります。また、回復の兆しが垣間見えてきた財政状況も、先行き不透明な経済情勢のなかでは楽観はできず、新庁舎を整備するうえでは、極力財政負担を生じない資金計画を具体的に試算していかなければなりません。

一方、南池袋二丁目の旧日出小学校周辺地区では、平成18年3月には再開発準備組合が設立されるなど、市街地再開発事業への機運が高まっています。区も地権者として早期に再開発事業に参加し、土地活用の方針を明確にする必要があります。市街地再開発事業にあわせ、区が所有する土地・建物を活用することが可能であれば、新庁舎の整備経費を大きく軽減できるメリットがあるからです。

こうしたなか、区では、新庁舎整備の方向性を明らかにしていくために、平成15年7月に庁内に「新庁舎等建設調査研究委員会」を設置し、検討を重ね、区議会には、平成17年5月以降、施設用地特別委員会などで検討経過を報告しつつ、平成18年5月に検討経過を「検討のまとめ - 整備方針（素案） - 」としてとりまとめました。整備方針（素案）では、新庁舎の候補地案を現庁舎地での建替えの案と再開発事業で進める旧日出小地区案の二つの案に絞り、検討していくこととし、区議会や区民の皆様から意見を聞きながら、新庁舎整備方針（案）づくりに着手する予定でした。

しかし、旧日出小地区案の敷地の形状が整形ではなかったため、一部区域外とした敷地を取り込むべきとの意見が多かったことから、敷地の整形化に取り組み、その結果によって、整備方針（案）を打ち出すことにしました。

その後、約2年を要しましたが、協議が整い、一部区域外とした敷地を合わせて旧日出小地区案の敷地とすることができたことから、平成20年5月に、新庁舎整備方針（案）を公表しました。整備方針（案）では、現庁舎地区案とあわせて、それぞれの敷地に適合した新庁舎の形態や規模などを詳しく示すとともに、直近の不動産市況や建築費の動向等に基づいた資金計画など、新たな条件を盛り込んで（素案）を修正し、二つの候補地の比較を行ったうえで、候補地をさ

らに絞り込み、旧日出小地区案の優先化を図りました。

整備方針（案）公表後は、6月から7月にかけて、区民の方々に対して、広報としま特集号やホームページでお示しするとともに、区内12か所における区民説明会や出張説明会、各種団体への説明を積極的に行い、あわせてパブリックコメントを実施したうえで、広く区民の方々のご意見等を伺ってまいりました。

このたび、いただきました貴重なご意見等に基づき、整備方針（案）を一部修正し、「新庁舎整備方針」として、とりまとめました。

今後は、さらに、区民の皆様のご意見等を十分にうかがいながら今年度中を目途に新庁舎整備基本計画の策定に取り組み、新庁舎の早期実現に向けて努力してまいります。